

目 次

令和 7 年 3 月 1 4 日（金曜日）第 3 号

○招集年月日	-----	1 頁
○招集の場所	-----	1 頁
○開 議 日 時	-----	1 頁
○応 招 議 員	-----	1 頁
○不応招議員	-----	1 頁
○出 席 議 員	-----	1 頁
○欠 席 議 員	-----	1 頁
○地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	-----	1 頁
○本会議に職務のため出席した者の職氏名	-----	1 頁
○議 事 日 程	-----	2 頁
○開 議 宣 告	-----	3 頁
○諸般の報告	-----	3 頁
（議案第23号から議案第30号まで一括議題）	-----	3 頁
○議案第23号	令和 7 年度長万部町一般会計予算 （予算審査特別委員長報告）	
○議案第24号	令和 7 年度長万部町後期高齢者医療特別会計予算 （予算審査特別委員長報告）	
○議案第25号	令和 7 年度長万部町国民健康保険特別会計予算 （予算審査特別委員長報告）	
○議案第26号	令和 7 年度長万部町介護保険特別会計予算 （予算審査特別委員長報告）	
○議案第27号	令和 7 年度長万部町ガス事業特別会計予算 （予算審査特別委員長報告）	
○議案第28号	令和 7 年度長万部町水道事業会計予算 （予算審査特別委員長報告）	
○議案第29号	令和 7 年度長万部町公共下水道事業会計予算 （予算審査特別委員長報告）	
○議案第30号	令和 7 年度長万部町病院事業会計予算 （予算審査特別委員長報告）	
○議案第31号	令和 7 年度長万部町一般会計補正予算（第 1 号）	5 頁

○発委第1号	長万部町議会会議規則の一部を改正する規則 -----	6 頁
○発委第2号	長万部町議会委員会条例の一部を改正する条例 -----	7 頁
○発委第3号	長万部町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例 -----	8 頁
○所管事務等の調査及び閉会中の継続調査について	-----	9 頁
○閉 会 宣 告	-----	9 頁

令和7年第1回長万部町議会定例会（第3日目）

◎招集年月日 令和 7年 3月14日（金）

◎招集の場所 長万部町役場 議場

◎開 議 日 時 令和 7年 3月14日（金） 午後 1時30分

◎応 招 議 員（9名）

1番	辻	義雄	6番	高	森	功	治
2番	橋	本	收	司	7番	長	崎
3番	辻	紀	樹	8番	高	橋	克
4番	大	谷	敏	弥	9番	村	川
5番	北	川	佳	嗣	10番	柏	倉
						恵	里
						子	

◎不応招議員（1名） 1番 辻 義雄

◎出 席 議 員 応招議員に同じ

◎欠 席 議 員 不応招議員に同じ

◎地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	木 幡 正 志	出 納 室 長	工 藤 貴 司
副 町 長	佐 藤 英 代	消 防 長	沼 田 明 宏
総 務 課 長	佐 藤 久	病 院 事 務 長	本 前 武 広
まちづくり推進課長	小山内 敏 洋	病院事業推進室長	加 藤 典 明
新 幹 線 推 進 課 長	岸 上 尚 生	教 育 長	近 藤 英 隆
税 務 課 長	田 中 浩	学 校 教 育 課 長	神 野 隆 之
町 民 課 長	田 野 憲 哉	社 会 教 育 課 長	米 代 剛
保 健 福 祉 課 長	岡 部 忠	選挙管理委員会書記長	佐 藤 久
産 業 振 興 課 長	小 川 洋	監 査 事 務 局 長	増 田 理 恵
建 設 課 長	上 野 訓	農 業 委 員 会 事 務 局 長	小 川 洋
水 道 ガ ス 課 長	中 里 博 也		

◎本会議に職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長	増 田 理 恵
事 務 局 主 幹	佐々木 学
議 事 係	川 村 界 斗

◎議事日程

- | | | |
|-------|---------|---|
| 日程第 1 | 議案第23号 | 令和 7 年度長万部町一般会計予算
(予算審査特別委員長報告) |
| 日程第 2 | 議案第24号 | 令和 7 年度長万部町後期高齢者医療特別会計予算
(予算審査特別委員長報告) |
| 日程第 3 | 議案第25号 | 令和 7 年度長万部町国民健康保険特別会計予算
(予算審査特別委員長報告) |
| 日程第 4 | 議案第26号 | 令和 7 年度長万部町介護保険特別会計予算
(予算審査特別委員長報告) |
| 日程第 5 | 議案第27号 | 令和 7 年度長万部町ガス事業会計予算
(予算審査特別委員長報告) |
| 日程第 6 | 議案第28号 | 令和 7 年度長万部町水道事業会計予算
(予算審査特別委員長報告) |
| 日程第 7 | 議案第29号 | 令和 7 年度長万部町公共下水道事業会計予算
(予算審査特別委員長報告) |
| 日程第 8 | 議案第30号 | 令和 7 年度長万部町病院事業会計予算
(予算審査特別委員長報告) |
| 日程第 9 | 議案第31号 | 令和 7 年度長万部町一般会計補正予算 (第 1 号) |
| 日程第10 | 発委第 1 号 | 長万部町議会会議規則の一部を改正する条例 |
| 日程第11 | 発委第 2 号 | 長万部町議会委員会条例の一部を改正する条例 |
| 日程第12 | 発委第 3 号 | 長万部町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第13 | | 所管事務等の調査及び閉会中の継続調査について |
-

◎開議宣告

13時30分 開会

○議長（柏倉恵里子） ただいまの出席議員は9名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、欠席届が辻義雄議員よりありました。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎諸般の報告

○議長（柏倉恵里子） 諸般の報告を事務局長からいたします。

増田事務局長。

○議会事務局長（増田理恵） 諸般の報告をいたします。

予算審査特別委員長から審査報告書が、各常任委員長及び議会運営委員長から所管事務等の調査及び閉会中の継続調査の申出書が提出されましたので、それぞれお手元に配付いたしました。以上であります。

○議長（柏倉恵里子） 以上で諸般の報告を終わります。

◎議案第23号 令和7年度長万部町一般会計予算から

◎議案第30号 令和7年度長万部町病院事業会計予算まで

○議長（柏倉恵里子） 日程第1、議案第23号令和7年度長万部町一般会計予算から、日程第8、議案第30号令和7年度長万部町病院事業会計予算までの8件を、会議規則第37条の規定により一括議題といたします。

本件については、去る3月6日開催の本定例会において一括上程され、予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査しております。

本委員会は議長を除く9名の委員で構成されており、委員長報告については会議規則第41条第3項の規定により省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって委員長報告は省略することに決定いたしました。

これより令和7年度各会計予算の採決を行います。採決は日程に従い各会計ごとに行います。

はじめに日程第1、議案第23号令和7年度長万部町一般会計予算を採決いたします。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決となっております。本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって本案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第２、議案第２４号令和７年度長万部町後期高齢者医療特別会計予算を採決いたします。
討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決となっております。本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって本案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第３、議案第２５号令和７年度長万部町国民健康保険特別会計予算を採決いたします。
討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決となっております。本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって本案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第４、議案第２６号令和７年度長万部町介護保険特別会計予算を採決いたします。
討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決となっております。本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって本案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第５、議案第２７号令和７年度長万部町ガス事業会計予算を採決いたします。
討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決となっております。本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって本案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第６、議案第２８号令和７年度長万部町水道事業会計予算を採決いたします。
討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決となっております。本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって本案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第7、議案第29号令和7年度長万部町公共下水道事業会計予算を採決いたします。
討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決となっております。本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって本案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第8、議案第30号令和7年度長万部町病院事業会計予算を採決いたします。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決となっております。本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって本案は委員長報告のとおり可決されました。

◎議案第31号 令和7年度長万部町一般会計補正予算（第1号）

○議長（柏倉恵里子） 日程第9、議案第31号令和7年度長万部町一般会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。説明員に提案理由の説明を求めます。

佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤久） ただいま上程されました、議案第31号令和7年度長万部町一般会計補正予算（第1号）について、その内容をご説明いたします。

今回の補正額は、歳入歳出にそれぞれ200万円を追加し、補正後の予算総額を65億2,300万円とするものであります。内容は、補正予算書に添付しております概要により、歳出からご説明いたします。

土木費200万円の追加は、道路橋梁維持費、備品購入費で、車両価格の上昇に伴う除雪ダンプトラック購入費用の追加であります。

次に、歳入についてご説明いたします。町債200万円の追加は、土木債、除雪機械導入債で、歳出同額の200万円を計上いたしました。

次に、補正予算書の2頁をご覧ください。第2表は、地方債補正の変更であります。起債の目的は除雪機械導入で、変更前2,520万円を、変更後2,720万円に変更したいというものであります。

以上がただいま上程されました、令和7年度長万部町一般会計補正予算（第1号）の内容であります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（柏倉恵里子） これより質疑を行います。質疑は歳入歳出を一括して行います。3頁です。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

次に2頁をご覧ください。第2表、地方債補正を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって質疑を終わります。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

◎発委第 1 号 長万部町議会会議規則の一部を改正する規則

○議長（柏倉恵里子） 日程第 10、発委第 1 号長万部町議会会議規則の一部を改正する規則の件を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

北川議会運営委員長。

〔議会運営委員長（北川佳嗣）登壇〕

○議会運営委員長（北川佳嗣） ただいま上程されました、発委第 1 号長万部町議会会議規則の一部を改正する規則についてご説明申し上げます。

このたびの改正は、議会に係る手続きのオンライン化などを内容とする「地方自治法の一部を改正する法律」が施行されたことに伴い、議会におけるデジタル化に対応した改正を行うとともに、現在の社会情勢等に照らし、所要の整備を併せて行うものであります。

改正の内容につきましては、新旧対照表により要約してご説明いたします。表の左欄が改正後で、右欄が改正前、下線部分が改正する内容であります。

まず、目次の改正は、条例改正に伴う修正です。第 9 条は「会議時間」で、会議時間の変更の取扱いに関して、会議中は、議長は会議に宣告することにより変更できるとし、会議時間外においては、議長が特に必要と認める時に変更することができる、とする規定を新たに加えます。

第 32 条は「開票及び投票の効力」で、地方自治法第 118 条に規定する、議会で行う選挙の投票の効力に関し異議があった場合の通知をオンラインで行う場合、必要な事項について議長が定める旨の規定を新たに加えます。

第 85 条は「選挙規定の準用」で、第 32 条の改正により、文言を整理するものです。

第 101 条の次に、第 101 条の 2「資格決定の通知」を加えます。これは、議員の資格決定後の通知をオンラインで行う場合について、新たに規定したものです。

第 103 条は「携帯品」で、議場に入る者の服装や携帯品について、現在の法令では使用されない用語等を改正するとともに、病気その他の理由により必要と認められる携帯品について、議長の許可制から、届け出制に改めます。

第 126 条「全員協議会の設置」及び第 127 条「議員の派遣」は、それぞれの条文中、法第 100 条の次に「調査権」を加えます。

第 9 章中、第 128 条の前に、第 127 条の 2「電子情報処理組織による通知等」、第 127 条の 3「電磁的記録による作成等」の 2 条を加えます。これは、会議規則の中に規定される文書等のデジタル化、オンライン化について、通則的な規定として新たに加えるもので、第 127 条の 2 は

オンライン通知等について、第127条の3は文書等を電磁的記録により作成、保存することについて、それぞれ規定します。

附則として、「この規則は、公布の日から施行する。」とするものであります。

以上が、長万部町議会会議規則の一部を改正する規則の提案理由と内容であります。どうぞよろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（柏倉恵里子） これより質疑を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって質疑を終わります。

提出者は自席へお戻りください。

〔議会運営委員長（北川佳嗣）自席へ〕

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

◎発委第2号 長万部町議会委員会条例の一部を改正する条例

○議長（柏倉恵里子） 日程第11、発委第2号長万部町議会委員会条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

北川議会運営委員長。

〔議会運営委員長（北川佳嗣）登壇〕

○議会運営委員長（北川佳嗣） ただいま上程されました、発委第2号長万部町議会委員会条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

このたびの改正は、議会に係る手続きのオンライン化などを内容とする「地方自治法の一部を改正する法律」が施行されたことに伴い、議会におけるデジタル化に対応した改正を行うとともに、委員選任に関する規定の見直しを行うものであります。

改正の内容につきましては、新旧対照表により要約してご説明いたします。表の左欄が改正後で、右欄が改正前、下線部分が改正する内容であります。

第5条は「特別委員会の設置」で、「特別委員会の委員」を「特別委員」に改めます。

第7条は「委員の選任」で、改正前の第2項で「会期の始めに委員を選任する」とされていましたが、委員の選任時期は町村により様々であることからこれを削り、条文を改めます。

第13条の2は「開会の特例」で、委員会をオンラインによる方法で開会する場合の特例についての規定を新たに加えます。

第18条は「秘密会」で、オンラインにより開会する委員会の場合は、秘密会の対象外とする旨の規定を新たに加えます。

第22条は「意見を述べようとする者の申出」で、公述人の申出について、オンラインによる方

法を可能とする規定を新たに加えます。

第26条は「代理人又は文書等による意見の陳述」で、こちらもオンラインによる方法についての規定を新たに加えます。第26条の2は「参考人」で、第26条の改正により第3項中の文言を整理します。

第27条は「記録」で、「委員会の記録」及び「署名又は記名押印」についてデジタル化した場合における規定を新たに加えます。

附則として、「この条例は、公布の日から施行する。」とするものであります。

以上が、長万部町議会委員会条例の一部を改正する条例の、提案理由と内容であります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（柏倉恵里子） これより質疑を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって質疑を終わります。

提出者は自席へお戻りください。

〔議会運営委員長（北川佳嗣）自席へ〕

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

◎発委第3号 長万部町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

○議長（柏倉恵里子） 日程第12、発委第3号長万部町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

北川議会運営委員長。

〔議会運営委員長（北川佳嗣）登壇〕

○議会運営委員長（北川佳嗣） ただいま上程されました、発委第3号長万部町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

このたびの改正は、「刑法等の一部を改正する法律」及び「同法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律」の施行により、「懲役」及び「禁錮」が廃止され、これらに代えて「拘禁刑」が創設されることから所要の改正を行い、また、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律」の施行により、条例内の引用規定に条ずれが生ずることから、併せて関係条文の一部を改正するものであります。

改正の内容につきましては、新旧対照表により、要約してご説明いたします。表の左欄が改正後で、右欄が改正前、下線部分が改正する内容であります。

1頁から4頁までのそれぞれの改正は、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律」の施行により、本条例内の引用規定に条ずれ等が生ずることから、併せて文言修正とともに改めます。

5 頁をお開きください。第 5 3 条から第 5 5 条までの規定中、「懲役」を「拘禁刑」に改めます。

最後に、附則として、第 1 項は「施行期日」で、「この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 5 3 条から 5 5 条までの改正規定は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。」第 2 項は「罰則に関する経過措置」で「この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。」とするものであります。

以上が、長万部町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の提案理由と内容であります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（柏倉恵里子） これより質疑を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって質疑を終わります。

提出者は自席へお戻りください。

〔議会運営委員長（北川佳嗣）自席へ〕

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

◎所管事務等の調査及び閉会中の継続調査について

○議長（柏倉恵里子） 日程第 1 3、所管事務等の調査及び閉会中の継続調査についての件を議題といたします。

お手元に配付したとおり、各常任委員長及び議会運営委員長から、特定の案件について閉会中に委員会活動を行いたいとの申し出がありました。

お諮りいたします。各常任委員長及び議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の活動を承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって各常任委員長及び議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の活動を承認することに決定いたしました。

以上をもって本定例会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

◎閉会宣告

○議長（柏倉恵里子） これにて令和 7 年第 1 回長万部町議会定例会を閉会いたします。どうもご苦勞様でした。

1 3 時 5 2 分 閉会
